

第4回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年10月29日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | |
|-------|---------------------------|
| 日程第 1 | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | 開会 |
| 日程第 3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | 会期の決定 |
| 日程第 5 | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 土地の現況証明願について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 8 | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第4回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
朝夕冷え込みが続き、木々の紅葉もまもなく終盤を迎えようとしております。その中でコロナウイルスの感染者数が徐々に増加傾向にあり、警戒レベルが2に引き上げられたというニュースが流れております。皆様方も十分に注意していただきたいと思います。
さて、10月16日発行の全国農業新聞に今年7月に改選された農業委員会の内、石狩管内、檜山管内、釧路管内の全ての農業委員会において女性委員がいるという紹介がなされていまして。その中でも釧路管内の割合が一番高いとのことですが、男女関係なく活躍できる農業委員会の運営に努めていきたいと思っておりますので、皆様方各位の協力をお願いしたいと思います。
それでは、11月、12月の取り組みとしては、年金の推進、アンケートの取りまとめ調査など、地区を巡回することが多くなると思っておりますので、三密を避ける取り組みをしながらの活動をよろしくをお願いしたいと思います。
それでは、今日は議案2件を提案させていただいております。慎重審議をお願いいたしまして開会にあたっての挨拶といたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番百々委員、6番山下委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受
けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の
理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明
申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、
土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断
するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされて
おります。

本案は、1件の現況証明願でございますが、
浜農委2-15号の願い出人は、○散布○○○番地、○○○○氏、願い出地
は○散布○○○番、○筆、面積○、○○○㎡で、登記地目変更後の生前贈与を
目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、百々委員、阿部委員により○○月○○
日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧
地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては
は、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い
いたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受け
ます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
浜農委2-15号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委2-15号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、浜農委2-15号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借6件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、
整理番号1～5は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇からの賃貸借で、
整理番号1の対象地は、茶内〇〇丁目〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号2の対象地は、茶内西〇線〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号3の対象地は、茶内西〇〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号4の対象地は、茶内西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号5の対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号6は、〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借でございますが、整理番号6の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号6で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号1～5の質疑・採決を先に行い、その後、整理番号6の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から5を順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号6の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第8 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、11月27日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月27日、
金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月27日、金曜日、
午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第4回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦勞さまでした。

閉会時刻 午前10時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

5番 百々栄二

浜中町農業委員会

6番 山下康紀

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		-	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		-	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号3 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		-	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号4 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		-	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		-	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第4回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号6 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		-	

